

春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の製造の請負、買入れ、売払い又は借入れ、印刷の請負及び清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託（以下「物品売買等」という。）の契約に係る入札（随意契約に伴う見積を含む。以下同じ。）について、入札結果等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行前の公表内容及び公表方法)

第2条 入札執行前の公表内容は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、予定価格を入札執行（第6条第1項に規定する不調又は不落時の取扱いを含む。次条において同じ。）の後に公表することができる。

(1) 一般競争入札の場合 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第16条第1項各号に規定する事項及び予定価格

(2) 公募型プロポーザルの場合 物品売買等の名称、履行場所、予定価格その他公募に関し必要な事項

2 前項における公表は、公告をもって代えるものとする。

(入札執行後の公表内容)

第3条 入札執行後の公表内容は、次に掲げる事項（以下「入札結果等」という。）とする。

(1) 入札年月日

(2) 物品売買等の名称

(3) 履行場所

(4) 指名業者名（随意契約にあつては、見積依頼者）

(5) 入札経過（全入札業者及び入札金額）

(6) 入札結果（落札業者及び落札金額）

(7) 予定価格

(8) 最低制限価格

2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行う入札執行後の公表内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 落札の有無

(2) 区分番号

(3) 入札期間

(4) 売却物件の名称

(5) 落札者（個人の場合は公有財産売却システムのサービスを提供する法人（以下「システム提供法人」という。）が付与した認識番号とし、法人の場合は法人名とする。）

(6) 落札価格

(7) 予定価格

(入札結果等の公表方法)

第4条 入札結果等の公表は、契約締結後、入札経過調書の閲覧により行うものとする。ただし、公有財産売却システムによる場合は、開札後、速やかに公有財産売却システムにおいて公表するほか、契約締結後、春日部市インターネット公有財産売却結果一覧の閲覧に供するものとする。

2 前項ただし書の規定により、閲覧に供する場合の閲覧場所は、市政情報室及び当該入札等の執行課とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 春日部市契約規則第31条各号の規定による随意契約の場合 当該入札等の執行課

(2) 前号の規定にかかわらず、春日部市行政組織規則（平成20年規則第3号）第13条第8項第4号及び第5号に掲げる場合 市政情報室及び総務部契約課

3 一般競争入札及び公募型プロポーザルの入札結果等の公表は、前2項の規定による閲覧と併せて春日部市公式ホームページに掲載する方法により行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札共同システム」という。）を使用して行った入札結果等の公表は、電子入札共同システムに掲載する方法により行うものとする。

（入札結果等の公表期間）

第5条 入札結果等の公表期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）単年契約の場合 入札を執行した日の属する年度及びこれに続く2年度までとする。

（2）複数年契約の場合 契約期間満了年度の翌年度までとする。ただし、春日部市公式ホームページにおける公表は単年契約と同じ公表期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる場合は、システム提供法人が別に定める期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札共同システムによる場合は、入札を執行した日の属する年度及びこれに続く5年度までとする。

（入札不調又は不落時の取扱い）

第6条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札結果等の公表は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に、第4条に規定する方法により行うものとする。

（1）再入札に付する場合 再入札執行後の入札結果等の公表時

（2）随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定の後

2 前項第2号の規定により、入札結果等の公表を行う場合は、最終の見積結果も併せて公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱の廃止）

2 春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱（平成30年3月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。